

漁業関係法令の違反に対する処分基準新旧対照表

改正後							改正前								
略 附 則 (施行期日) 1 この基準は、令和6年11月18日から施行する。 (経過措置) 2 この処分基準の施行の日前にした行為に対する処分については、なお従前の例による。 (漁業関係法令違反に対する行政処分方針等の廃止) 3 漁業関係法令違反に対する行政処分方針及び小型機船底びき網漁業の関係法令違反に対する行政処分方針は、廃止する。							略 附 則 (施行期日) 1 この基準は、令和6年11月18日から施行する。 (経過措置) 2 この処分基準の施行の日前にした行為に対する処分については、なお従前の例による。 (漁業関係法令違反に対する行政処分方針等の廃止) 3 漁業関係法令違反に対する行政処分方針及び小型機船底びき網漁業の関係法令違反に対する行政処分方針は、廃止する。								
附 則 この基準は、令和8年10月23日から施行する。							追加								
別表（第3条関係）															
違反の内容		対象漁業 種類	根拠法令	停泊処分日数			参考（司法処分）	違反の内容		対象漁業 種類	根拠法令	停泊処分日数			参考（司法処分）
				停泊命令を受ける者の犯数								停泊命令を受ける者の犯数			
				初犯	2犯	3犯						初犯	2犯	3犯	
無許可操業違反			法第57条 第1項、規則第4条	10	20	40	法第191条第3号 （3年以下の拘禁 刑又は300万円以下 の罰金）	無許可操業違反			法第57条 第1項、規則第4条	10	20	40	法第190条第3号 （3年以下の懲役 刑又は300万円以下 の罰金）
停泊命令等違反			法第27条、 法第34条、 法第131条 第1項、規則第48条 第1項	10	20	40	法第191条第2号 （3年以下の拘禁 刑又は300万円以下 の罰金）	停泊命令等違反			法第27条、 法第34条、 法第131条 第1項、規則第48条 第1項	10	20	40	法第190条第2号 （3年以下の懲役 刑又は300万円以下 の罰金）

改正後							改正前						
制限措置内容違反		法第 47 条、規則第 16 条第 1 項	10	20	40	法第 191 条第 4 号 (3 年以下の <u>拘禁</u> 刑又は 300 万円以下の罰金)	制限措置内容違反		法第 47 条、規則第 16 条第 1 項	10	20	40	法第 190 条第 4 号 (3 年以下の <u>懲役</u> 刑又は 300 万円以下の罰金)
許可の条件違反		法第 44 条第 1 項及び第 2 項、規則第 13 条第 1 項及び第 2 項	5	10	20	法第 195 条第 4 号 (6 月以下の <u>拘禁</u> 刑又は 30 万円以下の罰金)	許可の条件違反		法第 44 条第 1 項及び第 2 項、規則第 13 条第 1 項及び第 2 項	5	10	20	法第 193 条第 2 号 (6 月以下の <u>懲役</u> 刑又は 30 万円以下の罰金)
委員会指示違反		法第 120 条第 11 号	10	20	40	法第 193 条 (1 年以下の <u>拘禁</u> 刑若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)	委員会指示違反		法第 120 条第 11 号	10	20	40	法第 191 条 (1 年以下の <u>懲役</u> 刑若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)
特定水産動植物の採捕違反		法第 132 条第 1 項	10	20	40	法第 190 条第 1 号 (3 年以下の <u>拘禁</u> 刑又は 3000 万円以下の罰金)	特定水産動植物の採捕違反		法第 132 条第 1 項	10	20	40	法第 189 条第 1 号 (3 年以下の <u>懲役</u> 刑又は 3000 万円以下の罰金)
禁止漁法又は禁止漁具違反	小型機船 底びき網 漁業	省令第 75 条第 1 項及び第 2 項	10	20	40	省令第 117 条第 1 項第 1 号 (2 年以下の <u>拘禁</u> 刑若しくは 50 万円以下の罰金又はこれを併科)	禁止漁法又は禁止漁具違反	小型機船 底びき網 漁業	省令第 75 条第 1 項及び第 2 項	10	20	40	省令第 117 条第 1 項第 1 号 (2 年以下の <u>懲役</u> 刑若しくは 50 万円以下の罰金又はこれを併科)
禁止漁業違反		法第 119 条第 1 項、規則第 32 条	10	20	40	法第 191 条第 8 号 (3 年以下の <u>拘禁</u> 刑又は 300 万円以下の罰金)	禁止漁業違反		法第 119 条第 1 項、規則第 32 条	10	20	40	法第 190 条第 8 号 (3 年以下の <u>懲役</u> 刑又は 300 万円以下の罰金)
特定水産資源の採捕停止等の命令違反		法第 33 条	10	20	40	法第 191 条第 2 号 (3 年以下の <u>拘禁</u> 刑又は 300 万円以下の罰金)	特定水産資源の採捕停止等の命令違反		法第 33 条	10	20	40	法第 190 条第 2 号 (3 年以下の <u>懲役</u> 刑又は 300 万円以下の罰金)

改正後							改正前						
全長制限、禁止期間違反	規則第 34 条第 1 項	5	10	20	規則第 58 条第 1 項第 1 号 （6 月以下の ~~拘禁~~ 刑若しくは 10 万円以下の罰金又はこれを併科）		全長制限、禁止期間違反	規則第 34 条第 1 項	5	10	20	規則第 58 条第 1 項第 1 号 （6 月以下の ~~懲役~~ 刑若しくは 10 万円以下の罰金又はこれを併科）	
漁具漁法の制限及び禁止違反	規則第 35 条	5	10	20			漁具漁法の制限及び禁止違反	規則第 35 条	5	10	20		
その他違反		5	10	20			その他違反		5	10	20		

備考 この表において、「法」とは漁業法（昭和24年法律第267号）を、「省令」とは漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）を、「規則」とは高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）をいう。

備考 この表において、「法」とは漁業法（昭和24年法律第267号）を、「省令」とは漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）を、「規則」とは高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）をいう。